

学生会費適用期間延長についてのご案内

日本地震学会では、10月11日に開催した2018年度臨時社員総会において会費規程を改定し、2019年度から学生会費の適用期間を卒業後も一定期間延長できるようにしました。これは、大学・大学院で地震学を学んだ方が社会に出て、地震に関係する職業に就かれた場合はもちろんのこと、そうでない場合も地震学の知見を活用したり、周りの方々に伝えたりしていただきたいという願いを込めています。私も、一般の方々や他の専門の方々とお話する機会に、思った以上に地震学の正しい知見を必要とされていることを感じます。世の中には、怪しい地震情報、古びて非常識な地震の知見などが流布しているのが現状です。地震学を学んだ人にとっては明らかに間違っている、一般の方々には正しいのかどうかの判断は難しいのです。地震学を学んだ学生の方々は、周囲の方々に何が正しいのかを

ぜひ伝えてください。そのような時、地震学会の会員であることが必ず役に立ちます。

現在、学生会費適用申請をされている正会員の方については、卒業・修了等により大学を離れた後も最長2年間、学生会費を適用できることとなりました。この延長期間の適用については、在学時と同様に学生会費適用申請書の提出が必要となりますが、指導教員の証明は必要ありません。

今年度末に卒業・修了を迎える正会員におかれましては、是非ともこの新制度を活用いただき、引き続き地震学会へ参加いただくことで地震学との繋がりを持ち、地震学を学んだことを積極的に活用していただけることを期待します。

日本地震学会会長 山岡耕春

公益社団法人日本地震学会会費規程

2018年10月11日改定

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地震学会（以下「学会」という。）定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費に関する事項を定めるものとする。

(会費及び入会金の額)

第2条 会員は、次に定める年会費を、各年度始めに納めなければならない。

- (1) 正会員 9,000円
但し、第3条で定める学生会費としての適用を受けるものについては、4,000円とする。
- (2) 名誉会員 年会費を免除する
- (3) 賛助会員 1口50,000円（1口以上）

2. 各会員の入会金は無料とする。

(学生会費)

第3条 在学中、および在学中から正会員で卒業・中途退学の後も引き続き正会員であるものについては、毎年度、学生会費適用申請書を会長に提出し、会長は理事会の議を経て、学生会費の適用を許可するものとする。ただし、在学中の正会員が学生会費適用申請をする場合には指導教員の証明を必要とする。また卒業・中途退学後も引き続き正会員である者の学生会費の適用期間は、翌年度より最長2年間とする。

(会費の用途)

第4条 第2条の会費は、毎事業年度における合計額の40%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会費の返納)

第5条 既納された入会金及び会費は、いかなる場合にも返納しない。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 第2条、第3条及び第4条の改正（2018年10月11日）については、2019年度以降の会費について適用する。